

観音寺市新統合型内部情報システム
構築及び保守業務委託仕様書

令和8年7月

観音寺市政策部企画課

仕 様 書

1. 調達件名及び契約期間

(1) 調達件名

観音寺市新統合型内部情報システム構築及び保守業務委託

(2) 業務委託期間

システム構築期間 : 契約締結日から令和10年3月31日まで
ただし、統合基盤システム及び財務予算編成機能については
令和9年10月1日から本稼働できること。

システム賃貸借期間 : 令和10年4月1日から令和15年3月31日まで

保守業務委託期間 : 令和10年4月1日から令和15年3月31日まで

2. 目的

本市では、文書管理システムにおいて電子決裁機能を導入しているものの、利用率が伸び悩み、依然として紙媒体での運用が見受けられる。その管理運用については、職員の業務負担及び保管場所がひっ迫する等大きな課題を抱えており、ペーパーレス化の推進が急務となっている。また、本市で稼働中の統合型内部情報システム（統合基盤システム、財務会計システム及び文書管理システム）については、ハードウェア・ソフトウェア共に保守サポート期限が近づいている。上記課題に対処するため、機器及びソフトウェアの最新化により、安定的で安全な新統合型内部情報システム（以下「本システム」という。）を構築する。

3. 基本要件

(1) 導入範囲

本システムを構築するにあたり、本市で必要となるサーバ機器類を含むハードウェア・ソフトウェア・ネットワークについて必要な製品の選定・導入及び設定作業を行うこと。なお、導入される機器・ソフトウェアについては、同規模他団体の実績を踏まえたうえで本市での業務に支障が無い構成とすること。

構築する本システムは、統合基盤システム、財務会計システム及び文書管理システムであり、その範囲は以下のとおりである。

ア 統合基盤システム

財務会計システム、文書管理システムで取り扱う所属情報、職員情報並びに所属や役職に対して付与する権限等を管理する機能を要していること。財務会計システム及び文書管理システムへの入口（リンク）からシングルサインオンができること。その他、グループウェアや庶務管理システム、人事給与システム等のデータ連携を行うシステムの接続・管理、シングルサインオン等の機能が可能な限り提供できること。ただし、財務会計システムまたは文書管理システムで上記機能を有しており、各システム間でデータ連携が行える場合は、統合基盤システムは不要とする。

イ 財務会計システム

予算編成、予算管理、歳入管理、歳出管理、歳計外基金管理、出納管理、決算管理、決算統計、備品管理、基金管理、電子決裁

ウ 文書管理システム

收受、起案、承認・決裁、施行、保管、検索・照会、簿冊管理、帳票管理、電子決裁、システム管理

(2) 作業内容

本契約においては、以下の作業を行うこととする。

- ア システム機能説明及び本市の要件に対するシステムでの実現方法の説明
- イ カスタマイズ機能の設計、構築、テスト
- ウ システム導入に係る稼働環境の構築
- エ データ移行ツールの作成及びデータ移行（リハーサル含む）
- オ データ連携部分の検討及び実装
- カ 性能評価及びシステム運用テスト
- キ システム操作の研修の準備及び実施
- ク 本稼働準備及び本市での立会い、初回イベントの本市での立会い
- ケ システム運用マニュアルの作成

(3) 利用者数

現行システムの稼働状況から、おおよそ以下のシステム利用者を想定している。

	財務会計システム	文書管理システム
利用端末数	約 700 台	約 700 台
システム総利用者数	750 人程度	750 人程度
1 日の利用者数	500 人程度	500 人程度
最大同時利用者数	150 人程度	150 人程度

(4) スケジュール

受注者は契約後、下記日程表及びイベントに基づき詳細なスケジュールを提示し、発注者の承認を得ること。

- 令和 8 年 10 月上旬 契約・導入作業開始
- 令和 9 年 9 月中旬 財務予算編成操作研修
- 令和 9 年 10 月上旬 新システムによる令和 10 年度当初予算要求入力業務開始
- 令和 10 年 2 月～3 月 財務会計システム及び文書管理システム操作研修
- 令和 10 年 4 月 新システムによる令和 10 年度伝票入力及び起案業務開始
- ※ 現行システムは令和 9 年度決算統計（令和 10 年 8 月末）まで使用する。決算統計後、令和 9 年度のデータを抽出し、新システムへデータを移行する。

(5) 成果物

- ア システム一式
 - ① パッケージシステム
 - ② 必要とされるハードウェア、ミドルウェア
- イ ドキュメント類

項番	資料名	内容
1	プロジェクト計画書 (WBS、マスタスケジュール含む)	業務開始後 15 日以内に本市の承認を受けること。
2	要件定義書	機能要件の確定書類
3	機器設計書	システムイメージ図 ハードウェア構成 ラック構成 ソフトウェア構成 ネットワーク構成 テスト計画

		バックアップ/リストア ログ管理 時刻同期 障害対応 セキュリティ 等
4	概要設計書	画面一覧 帳票一覧 機能一覧 他システム連携一覧 コード/パラメータ設計書 カスタマイズ設計書 仕様凍結確認完了報告書
5	試験結果報告書	機能試験仕様書及び結果報告書 システム試験仕様書及び報告書 負荷試験計画書及び結果報告書
6	運用手順書	システム起動/停止手順 バックアップ/リストア手順 自動運転確認手順 自動運転変更手順 停電手順 障害対応手順 等
7	マニュアル	システム操作マニュアル

上記以外で、必要と本市が認めた物は成果物に含めること。見直しが必要となる場合は、本市と協議のうえ、速やかに修正し、本市のレビュー及び承認を得ること。

4. システム機能要件

(1) 共通事項

本システムは、以下の要件に則り構築すること。

- ・本市庁内に必要となる機器等を設置し、オンプレミスで構築すること
- ・ブラウザで動作する Web システムとすること
- ・端末環境は以下に対応していること
 - クライアント OS : Windows11
 - ブラウザ : Microsoft Edge (IE モードのみ対応している場合は不可とする)
 - PDF 閲覧 : AcrobatReader、JUST PDF
 - Excel : Microsoft Office 2024
- ・システムからのファイルダウンロードでは専用ダイアログを表示し、セキュリティに配慮した仕組みであること
- ・コードを入力する際は、該当項目の近くにボタンが配置され、コードを検索できる機能を実装していること
- ・同一所属、同一科目の伝票起票を複数の職員が同時に行えること
- ・決算統計における調査方法の改定等については、大幅な制度の変更を除き、パッケージの保守契約制度、利用契約制度の範囲で対応し、追加費用が掛からないこと。

(2) 財務会計システム

インボイス及び eL-QR に対応していること

財務会計システムの機能要件については「別紙 観音寺市新統合型内部情報システム機能仕様書」（以下、「機能仕様書」という。）のとおり

（３）文書管理システム

文書管理システムの機能要件については「機能仕様書」のとおり

５．システム構築要件

（１）システムの概要

ハードウェア資源を最大限に活用でき、かつ障害時における復旧時間を最小限に抑える構成とする。本調達範囲で必要となる機器等は受注者側で用意し、本調達要件を満たすこととする。

（２）システム構成機器

ソフトウェアはシステムの動作に必要な製品を用意すること。

サーバOSは、賃貸借期間が終了する令和15年3月31日まではOSサポートが継続される見込みであること。

ストレージはSSDとすること。

本市のサーバラックは日東工業株式会社の「FSS100-620EKN/H」である。サーバ等の設置に必要な部品を用意すること。

ハードウェアは以下の条件を満たす機器を選定すること。

項目	条件
電源	電源ユニットは冗長構成とし、単一障害時は継続稼動ができること。
FAN	FANは冗長構成とし、単一障害時は継続稼動ができること。
省電力	複数サーバの消費電力を監視し、消費電力の上限設定ができること。
信頼性	SSDの単一障害でデータを失わないこと。SSDの交換により元の構成に復旧できること。

（３）他システム連携

本システムでは、他システムから以下のデータを取り込み、システムデータに反映する仕組みを有すること。

- ・地方税共同機構（eLTAX）からの納付データ
- ・人事給与システムからの給与／共済費支払データ
- ・その他業務システムから出力した納付データ

また、本システムから以下のデータを出力する仕組みを有すること。

- ・金融機関への振込データ（伝送データ）

いずれもテキストファイルでの扱いとすること。

（４）データ移行

データ移行については、本システムにおいて下記が実現できるように本市及び現行事業者と緊密に連携し、機密情報の漏えいやデータの消失・破損・不整合を防止するため、安全かつ確実なデータ移行計画を策定し、データ移行を実施すること。また、本稼働前に移行リハーサルを実施すること。

現行システムから抽出される移行データは現行ベンダー指定のデータレイアウトである。総務省「中間標準レイアウト仕様」と比較して項目数が多いため、クレンジング作業及び登録データの変更や修正等が必要となることが考えられる。データのクレンジング作業、登録データの作成

を行う場合は、事前に本市と協議を行い、受託者にて実施すること。

受託者は、本システムに移行データを一括登録するに先立ち、データの整合性や形式等に不備がないか論理チェックを実施すること。チェックの結果、エラーが検出された場合は、受託者にてエラーリストを作成し、本市へ速やかにフィードバックすること。また、データの修正方法について本市と協議し、適切にシステム稼働が実施できるよう必要な技術的支援を行うこと。

データ移行の対象、移行後の仕様については、「機能仕様書」を参照すること。

(5) バックアップ／リストア

本システムで扱うデータについてはバックアップを取得することで、障害等復旧時に速やかなシステム運用再開が行えるようにすること。

- ・データバックアップは夜間等のシステムの利用に影響が出ない時間帯に実施すること
- ・データバックアップは日次で取得すること

(6) 過年度データ参照

現在稼働している財務会計システム及び文書管理システムで保持している過年度データについて、参照用（編集不可）として閲覧ができるような仕組みを構築すること。過年度データ参照用環境については、本システムへの直接移行の他に、本システムからシームレスにデータ参照する仕組みや本システム外の代替手段（過年度データ参照用の専用環境の構築等）による参照環境の構築案を提案に含めること。

過年度データとして移行する内容や移行後の仕様については、「機能仕様書」を参照すること。

(7) 操作研修

以下に基づき、対象職員及び対象業務等、具体的な操作研修方法について提案すること。

- ・操作研修にあたって、研修マニュアルを作成すること
- ・研修マニュアルは本市が運用上の注意点等を追記できるように Microsoft Word 形式で提供すること
- ・研修講師は受注者が担当すること
- ・各研修初日等、必要に応じて研修補助者を配置すること
- ・研修の環境、研修用のデータを準備すること
- ・研修の会場や機材（プロジェクター、システムが動作する操作端末、ネットワーク環境）は本市が準備する
- ・操作研修前に業務担当課を交えてリハーサルを実施すること

6. 非機能要件

(1) 信頼性

本システムにおいて信頼性の確保のため、以下の対応を実施すること。

- ・ハードウェアには 8:30～18:00 の保守を付加すること
- ・システムが稼働するサーバにハードウェア障害が発生した場合、2時間以内に保守要員を現地に派遣し障害現認の切り分けを行うこと。
- ・記憶領域は RAID 構成とすることで、冗長性を確保すること。

(2) 使用性

本システムにおける使用性の確保のため、以下の対応を実施すること。

- ・本システムの稼働時間の前後におけるサービスの自動起動／停止、バックアップ等の処理については自動運転とし、通常の業務においては職員または保守要員の操作を介することなくシステムが利用可能となること
- ・計画停電等に対応するための手動によるシステムの停止／起動の仕組みを実装すること
- ・エネルギー消費効率化や CO2 排出量低減、低騒音などといった環境負荷を抑える工夫を行

うこと

- ・サーバ、ストレージ等のハードウェア機器は空調設備の不具合等を考慮した 40℃の環境でも正常に稼働すること

(3) 効率性

本システムを用いて円滑な業務遂行のため、以下の要件を満たすこと。

- ・オンライン画面のレスポンス（ボタン押下から次ステップ表示等までの時間）は、平常時には本庁及び同等のネットワーク帯域については5秒以内とすること
- ・予算書等の大量帳票出力時、または大量データ検索／集計／更新時のレスポンスは、15分以内とすること
- ・上記要件を踏まえた性能試験及び負荷試験を計画し、事前に本市の了承を得たうえで試験を実施すること

(4) 安全性

外部及び内部からの脅威に対処するため、後述のセキュリティ対策を行うこと。

- ・システムのログインには、不正使用を防止する対策を講じること。具体的には「機能仕様書」の共通に記載されている事項に従うこと。
- ・瞬電対策として、安定的かつ継続的なシステム稼働を実現するために無停電電源装置を実装すること。無停電電源装置はソフトウェアで制御することとし、万一停電が長時間に及ぶ場合においても自動的に安全なシステム停止が図れるように構築すること。
- ・機器へのアクセスについては、ID 及びパスワードは第三者から容易に推測されない内容とし、アクセス権設定により操作可能者を限定すること。ストレージのホストセキュリティ制御により、必要なサーバからのアクセスのみに限定することでデータの不正アクセスを防止し、セキュリティを担保できること。

7. 運用要件

(1) 運用期間

本システムについては、契約期間の終了日までには本稼働できるよう構築することとするが、以下のとおりシステムを利用することを想定し構築すること。

- ・各課による令和 10 年度当初予算要求入力（令和 9 年 10 月）からシステムを利用できること
- ・令和 10 年 4 月 1 日からの伝票入力等の財務会計システム全般、文書管理システム全般を利用できること
- ・令和 10 年 4 月に別途締結する賃貸借契約及び保守契約において、5 年間の稼働を前提としたものとするが、保守延長などを考慮し、7 年間の稼働に耐えうる機器リソースを確保すること

(2) セキュリティ要件

本システムを構築／運用するにあたり、各種情報セキュリティについては以下の項目を順守したものとする。

ア 法令の遵守

本システムの構築においては、個人情報保護法、不正アクセス禁止法、本市の情報セキュリティポリシー規程等のセキュリティ確保に関する法令等を遵守すること。

イ 不正アクセス等への対策

本システムの全体につき、情報の盗聴や改ざん、破壊等の不正アクセス行為についての対策を講じること。

ウ 事故発生時の報告

本システムの全体につき、本市の管理する個人情報の漏洩等が発生した恐れがある場合

は、受託者はただちに理由を添えて本市に報告し、本市の指示に従うものとする。これは本契約の終了または解除後についても同様とする。

エ 立ち入り検査等

本システムの構築において、本市は受託者がアで指定した各種法令等に違反し、または違反する恐れがあると認めるときは、受託者が本契約を履行するための事務室・電子計算機室等に立ち入り、電子計算機等その他必要なものを検査し、または関係者に質問することができる。

また、本市がその必要性を認めた場合において、受託者の履行に本市職員を立ち合わせ、または受託者に対して本契約の実施に関して調査し、若しくは報告を求めることができる。

オ 保守端末の利用制限

システム管理者や受託者等がシステム保守を行うために、保守端末を設置する場合は、操作を限られた職員または保守要員のみ可能とするような利用者の制限を行うこと。また、利用可能な者の ID・パスワード管理が可能なものとする。

カ 特定個人情報の取り扱い

本システムの構築／運用において、個人番号に関する情報（特定個人情報）の取り扱いについては、以下の内容を遵守すること。

- ・ 個人情報データへのアクセスについては、アクセスログ等の記録を行うこと
- ・ 本市の指示または承諾のある場合を除き、本契約による事務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外に利用、または第三者に提供しないこと
- ・ 情報資産の授受、保管及び消去等にあたっては、処理年月日、処理内容、数量及び取扱者等を記録した管理台帳を設けること

(4) システム保守要件

本システムの保守にあたり、別途契約する保守業務において、以下の対応を行うこと。

- ・ 本市職員からの問い合わせは、平日 8:30～18:00 にて受付及び対応を行うこと。また、原則 5 営業日以内に対応完了とすること。
- ・ システム障害時は影響範囲を調査のうえ、システム稼働や運用に影響を与えるものについては、上記時間に関わらず即時対応を行うこと。それ以外の障害事象についてもできるだけ速やかに対応すること。
- ・ 修正プログラムのリリース作業（地方財政状況調査表の改定等）が発生する際は、発注者の承認を得たうえで作業を行うこと。
- ・ 業務システムの年度切り替え作業は、本市職員の作業支援をすること。
- ・ 本システムの利用が終了する場合、次期システムへの移行支援を誠意を持って行うこと。
- ・ 必要に応じて、本市に訪問し各対応をすること。

8. 特記事項

(1) 留意点

以下の点に留意して作業を実施すること

- ・ 作業は、発注者の業務に影響の無いよう平日夜間及び土日祝日に作業すること。ただし、業務に支障がない範囲内で平日日中の作業ができるものとする。
- ・ 本調達範囲外の既設サーバ及びネットワーク機器部分に影響がある場合、既設サーバ及びネットワーク機器の設定変更、設計変更については、該当機器の現行委託業者が保守委託業務の範囲で発注者の承認を得たうえで作業する。また、本調達範囲のサーバ及びネットワーク機器の設定情報等の取得については、受注者の責任において作業すること。
- ・ 受注者は、現行サーバ機器が稼働中であることを充分考慮の上、作業調整に係る実施計画書を作成し、発注者の承認を受けること。また、作業実施にあたっては詳細スケジュール、作業実施資料を添付のうえ業務実施申請書を提出し、承認を得ること。
- ・ 作業実施にあたっては、作業場所周辺の現況復旧を徹底し、通常業務に影響を及ぼさない

ようにすること。

- ・調達するハードウェアにおいて、システムに重大な影響を及ぼす恐れのある主要部品（サーバ関連機器、ネットワーク主要部品）については、障害時に迅速な対応を行うため、受注者または保守グループ会社の保守拠点に在庫を確保すること。

(2) 含むべき経費

調達に次の費用を含むこと

- ・システム設計、構築、現地調整費、機器一覧、ネットワーク構成図等の完成図書作成費用
- ・更新対象の既存サーバ機器類の設定情報及び保有データの移行作業、並びに動作確認に要する経費
- ・システム導入に係る現場管理、現場調整、機器設置等の設備工事（電源工事、LAN 配線）
- ・システム構築、検証、及び運用保守に必要となる専用端末
- ・本業務で構築するシステム及び導入機器の利用終了（次回更新時等）における、当該機器内に蓄積されたデータの完全消去（消去証明書の提出を含む）、機器の撤去・処分等に係る一切の費用

(3) 秘密保持業務等

受注者は仕様書及び提供された情報等について、他者への情報漏洩等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。また、以下の点に留意すること。

- ・本市庁舎内における確認作業は、本市が指定する場所でのみ行わなければならない。
- ・本市機関への現場視察を必要とする場合は、本市の確認を必ず得てから、本市担当者の指示に従い、原則として立会いのもとで行わなければならない。

(4) 業務実施の条件

以下に留意して業務を実施すること。

- ・作業の実施に伴い、個人情報及び重要行政情報を取り扱う場合は、地方自治法、個人情報保護法、観音寺市情報セキュリティポリシー等の関係法令及び規則等を遵守すること。
- ・本市サーバ室内で作業を行う場合は、事前に本市担当者の許可を受けること。

以 上